

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 16日

広島市長

提出者

住所 広島市西区観音本町1丁目16番22号

氏名 株式会社 福永建設工業

代表取締役 福永 大作

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-293-0124

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 福永建設工業
事業場の所在地	広島市西区観音本町1丁目16番22号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	総売上高1869百万円
③従業員数	72名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（工事現場） ↓ 収集運搬 ↓ 処分・再生 (中間処理・最終処分は業者に委託)

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5 年度) 実績量
 計画:今年度(令和6 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	36.903	36									36.903	36			36.903	36				
紙くず																				
木くず	328.295	327									328.295	327			328.295	327				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	35.000	34									35.000	34			35.000	34				
鉱さい																				
がれき類	2,892.084	2891									2,892.084	2891			2,892.084	2891				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	15.000	14.5									15.000	14.5			15.000	14.5				
建設混合廃棄物	10.400	9.8									10.400	9.8			10.400	9.8				
石綿含有産業廃棄物	11.798	10.5									11.798	10.5			11.798	10.5				
水銀使用製品産業廃棄物	0.049	0.04									0.049	0.04			0.049	0.04				
合計	3329.529	3322.840	0	0	0	0	0	0	0	0	3329.529	3322.840	0	0	3329.529	3322.840	0	0	0	0

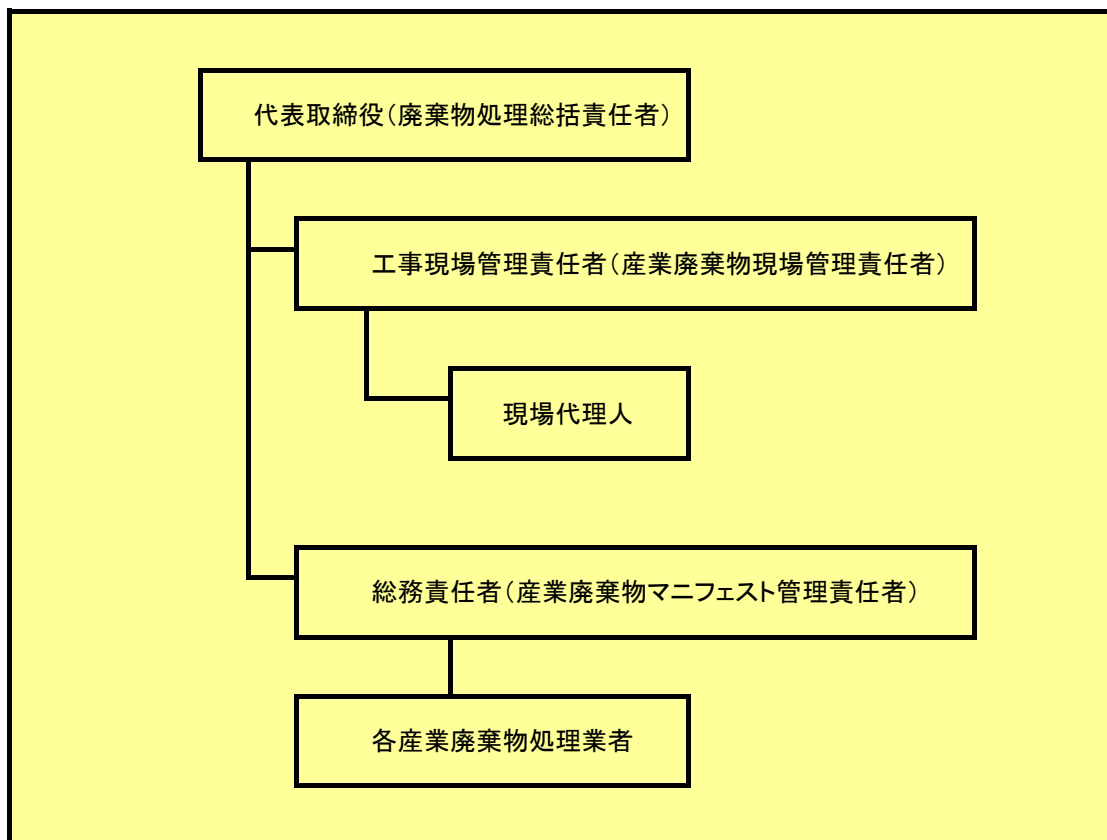
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	各現場に排出抑制を促す
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、各工事現場に排出抑制を促す

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	産業廃棄物の分別を各現場で適切に実施する
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も、産業廃棄物の分別を各現場にて適切に実施する

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	国、県等の指導指針に基づき、創意工夫し、自ら利用を促進し、産業廃棄物の減量に取り組んでいる
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、自ら利用を促進し、産業廃棄物の減量に取り組む

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在までの取り組み実績なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	汚泥に関しては、自社中間処理施設で適正処理を行い、リサイクルする

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分はなし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後実施する計画も現在のところなし</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>再生処理業者と適正な委託契約を締結している マニフェストによる確実な管理と記録の保存</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も再生処理業者と適正な委託契約を実施する 今後もマニフェストによる確実な管理と記録の保存を実施する</p>